

番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	JST公募説明会資料のp7には研究分野・領域に感染症分野がありますが、HP(https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html)の1-4. 公募対象研究分野・研究領域には感染症がありません。感染症も対象になりますでしょうか。	感染症分野については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が公募を行っています。 https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00096.html
2	選考の観点	社会実装を期待するようになっているが、着地点として何が社会実装なのかを明確にさせていただいて、審査委員の方にも共有いただかないと、いけないように思いますが、いかがでしょうか。	社会実装といっても市場への製品化や政策への反映等、研究によって様々な方向性や出口があると認識しております。JST公募説明会資料p.25以降を用いて説明を差し上げた社会実装の物差し等は審査委員とも共有した上で選考を実施しております。
3	留意事項	これまで事例の少ない国を推奨するということですが、例えばインドネシアなどたくさんSATREPS事例のある国に関する課題は、採択の可能性が著しく低くなるということでしょうか。	外交上の施策として実施するプログラムでもありますので、国地域や研究課題のバランスも含めて考慮しています。インドネシア等、採択実績の多い国との提案は必ずしも採択可能性が著しく低くなるということではありませんが、外交的な観点からこれまで採択の少ない国を推奨していることをご理解いただければ幸いです。
4	ODA要請書	本事業で対象とされる国への募集案内はいつ頃をご予定でしょうか。	相手国への募集案内は、日本の外務本省から在外公館、相手国のODA窓口機関等を通して、相手国研究機関へと伝わるのが一般的です。外務省本省から在外公館に対しては6月下旬に通知され、その後、在外公館から相手国に随時連絡されております。
5	ODA要請書	ODA要請書の様式はどこから入手可能か。	ODA要請書は、外務本省が作成し、各国に送付するアプリケーションフォームであり、一般には公開していません。相手国側への公募が始まる連絡とともに配布しております。相手国研究機関において、相手国の担当省庁を通して入手いただくようお願いいたします。
6	ODA要請書	ODA要請書は相手国政府を通じて10月15日までに外務省へ提出が必要とのことですが、日本的な感覚で考えますと、政府内の承認にそれなりの時間を要するのではないかと存じますが、残り2か月の間で対応可能なものでしょうか。 国によってスキームが異なるとは存じますが、一般的な話で結構でございましてご教示いただけますと幸いです。	国によって相手国政府内でのプロセスも異なるため、例えば差し戻しが入る等で難しい場合も想定されますが、スムーズに進めば2ヶ月かからない場合もあるかと思えます。一概に回答できない部分もありますので、相手国研究機関を通して、所管省庁・ODA担当省庁等とご確認ください。
7	ODA要請書	10月15日に外務省に書類が到着する必要があるとのことですが、どのような形で到着することになるのでしょうか。	在外公館から相手国政府に対して通常10/15より前に〆切を設定しており、在外公館から外務本省へ10/15までに一般的に電子メールにODA要請書のPDFデータを添付して送られます。相手国政府から在外公館への提出方法はPDFや紙ベースなど国によって異なるかと思えます。
8	実施体制	組織に必要なメンバー構成の仕方やネットワークの作り方などについてご教示ください。	日本側のメンバー構成については、提案課題の研究テーマに合致する専門家の参画とプロジェクト内での適切な人員配置をご検討ください。また、人材育成のための若手研究者の積極的な参加や女性研究者の参画、研究成果の社会還元を見据えた企業等の参画などもご検討いただけますと幸いです。 相手国側についても基本的には日本側メンバー構成と同様にお考えください。国によって様々な状況があるかと思えますが、留学生の受入れを通じてネットワークが広がるといった例もごございます。

9	実施体制	2027年3月退官予定の国立大学法人の大学教員は応募できますか。	<p>研究代表者として応募する場合のご質問と理解し、回答いたします。</p> <p>研究代表者が研究期間中に退職を迎えられる場合であっても、ご応募は可能です。</p> <p>その場合は、提案書 様式7の設問で「はい」を選択いただき、「組織内で研究実施体制を確保するための方策」を記載ください。</p> <p>研究代表者には、採択後も研究代表者が所属機関との雇用関係の形態を問わずその所属を有し、プロジェクト期間の最初から最後まで国際共同研究に従事することを求めています。</p>
10	実施体制	2026年3月に退職予定ですが、研究者として公募メンバーとして参加できますか。	<p>研究代表者ではなく研究メンバーの一人として参加する場合のご質問と理解し、回答いたします。</p> <p>本事業では、所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。</p> <p>そのためご退職後、研究参画機関（研究代表機関を含む）が客員研究員等の身分を付与し、その所属機関が保障と責任を持つことで研究に参加いただくことは可能です。</p>
11	実施体制	日本側の研究代表者は、原則として、相手国に常駐はしないという理解で正しいでしょうか。ある程度の期間内であれば、例外はあり得ますか。	<p>必ずしも研究代表者が常駐する必要はございませんが、その他の研究者含め積極的に相手国に渡航いただければと思います。在外研究員として長期（1年以上）で渡航することも可能です。研究者の都合や予算を考慮して長期派遣・短期派遣を上手くご活用ください。</p>
12	実施体制	産学の共同研究となる場合、企業側の研究者は研究代表者に就けない以外は産学間で同じ役割を担えるのでしょうか。	<p>日本側研究機関の体制についてのご質問と理解し、回答いたします。企業も研究代表機関になることは可能です。企業・大学等での担える役割について特段の違いはございません。</p>
13	実施体制	<p>社会実装を進めようとする相手国政府関係者との連携が必ず必要になってきますが、研究者ではない政府関係者との協力は「協力機関」になってもらうのみでしょうか。</p> <p>例えば、研究者でない政府関係者の訪日研修への参加やカンファレンスへ招へいすることは可能ですでしょうか。</p>	<p>可能ですが、RD等にもとづく各期計画書の研究者リストに記載されていることが前提条件になります。</p>
14	予算 (JST)	ポストドク等の雇用にかかる人件費について、予算内の上限金額や内訳など制限はありますか。（予算の50%を超えてはならない、など）	<p>日本側における人件費に関してのご質問と理解し、回答いたします。</p> <p>雇用にかかる人件費について、予算内の上限金額などの制限はありませんが、他の費目も含めて適切な予算計画であるか、計画に基づき適切な予算執行が行われたかをJSTにて確認させていただきます。</p>
15	予算 (JST)	暫定期間の開始準備のための研究費は、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額とありますが、この総額に関する条件（上限額など）が分かりません。この委託研究費についての情報はどこで得られますでしょうか。	<p>暫定期間は、650万円（間接経費含む）を上限とします。</p> <p>提案書 様式6 研究費計画、1. 日本側研究チームの JST 委託研究費計画 の表の下に※印で記載しています。</p>
16	予算 (JST)	国内に設置する機材がある場合、この機材は研究経費の対象となるのでしょうか。	<p>日本側の研究活動として実施する研究機材は、JSTの委託研究費を使用可能です。ただし、一度日本に設置し相手国へ移管する計画がある場合等はJST及びJICAに事前にご相談をお願いいたします。</p>

17	予算 (JST・JICA)	SATREPS実施期間中に退職予定の大学教員をSATREPS経費で雇用することはできますか。または、相手国側に常駐する研究員として雇用することはできますか。	研究代表者の場合、退職後も組織内で引き続き何らかの所属を持ち、プロジェクト期間の最初から最後まで研究代表者の役割を遂行が可能かを確認いただいた上で、大学として研究実施体制を確保可能であれば問題ございません。研究参加者の場合も、退職後にどこかの研究機関に何らかの形で所属していただく必要がございます。相手国側に常駐する研究員としても、基本的には日本側に所属があれば長期・短期での派遣が可能です。細かい状況によって異なる可能性もございますので、個別のケースについてご不明な点があれば別途ご相談ください。
18	予算 (JST・JICA)	ソフトウェア開発のような役務を相手国の業者に委託しようとするとき、JST・JICA様の予算を使用することは可能でしょうか。 ソフトウェア開発を日本企業に委託する場合はどうでしょうか。	日本側の活動に関連して委託する場合、かつ研究要素が含まれない役務であれば、相手国・日本どちらの企業であってもJSTの予算を使用して委託することが可能です。 相手国側の研究活動と直接関係ない限られた業務に限り、JICAの経費（事業契約、または在外事業強化費）にて、相手国企業へのソフトウェア開発の外注は可能です。事業契約から支出する場合は各研究機関の調達規程、在外事業強化費から支出する場合はJICAの各在外事務所の調達規程に従ってください。また、開発したソフトウェアの所有権等を相手側に供与するのであれば、機材費として、研究機関側が直接、本邦企業へ委託することも可としています。
19	予算 (JST・JICA)	人件費は支払われないとのご説明でしたが、業務調整員や日本側の研究者が退職した後の雇用経費等は、人件費とみなされないということでしょうか。	日本側研究者について、退職後も日本の研究機関に所属いただき、かつ、その研究機関がJSTと委託研究契約を結べば、JSTの委託研究費を研究参加者（但し、研究担当者の場合は別途条件あり。公募要領p.46参照）の人件費として支出いただくことが可能です。 JICAの派遣制度では、所属先補填という制度（給与分を派遣期間補填する）がありますが、SATREPSでは、間接経費なしの事業契約を締結し、JICAの（短長期）専門家として派遣される場合でも、所属先補填制度は適用されません。退職された日本側の研究者が現地にJICAの専門家として派遣され、引き続きSATREPS事業に現地に従事を希望される場合、海外派遣に関する経費はJICAの規程に基づきお支払いしますが、所属先補填の経費はお支払い出来かねますのでJSTの委託研究費等のご利用をご検討ください。なお、間接経費有りの事業契約を締結した場合、間接経費の範囲内で、研究機関の判断により、業務調整員の人件費を支払うことは妨げていません。
20	予算 (JICA)	また、研究プロジェクト実施機関に、間接経費あり（業務調整なし）から、間接経費なし（業務調整あり）に変更することは可能でしょうか。また、その逆も可能でしょうか。	原則不可です。
21	予算 (相手国)	相手国の努力を促すということで、相手国の経費は相手国持ちということですが、日本との経済格差がありすぎる場合、具体的に日本との比率でどの程度の割合を負担していただくのが妥当なのでしょうか。	JICA公募説明会資料p.26において、相手国の負担事項として示した7点については、国を問わず、全ての相手国において負担いただくことが原則です。経済的に難しい場合、日本側で負担することが全く無いわけはありませんが、日本と相手国の協議事項となります。反対に、相手国の負担事項を追加で別途記載して合意を得ることもございます。
22	業務調整員	業務調整員について、間接経費を含まないパターンで提出した場合、JICAで手配いただけるのか。	間接経費を含まない場合、業務調整員について、人選から派遣まですべてJICAで行います。
23	業務調整員	業務調整員は相手国に常駐するのか。	ご理解の通り、相手国に常駐となります。

24	業務調整員	派遣する業務調整員の年齢制限はございますか。	2023年6月以降の業務調整員の公募より、年齢制限は撤廃されています。なお、年齢制限は撤廃していますが、次世代の専門家養成・確保を妨げることのないような適切な人選を行っております。
25	業務調整員	業務調整員は、当該SATREPS事業以外の業務を兼務することは認められますか。	業務調整員は、基本相手国研究機関の所属となり、業務調整を専業とします。原則、研究業務との兼業は認めておりません。
26	業務調整員	業務調整員を複数着任させ、交替で駐在させることは可能でしょうか。	間接経費あり（研究機関での派遣）の場合は、複数名を交代での派遣が可能です。予算は5年間で上限3.5億円に収めていただく必要がございます。 間接経費なし（JICAでの派遣）の場合は、原則2年間は1名のみの派遣となります。
27	業務調整員	間接経費なし（業務調整員あり）とした場合、業務調整の人選に研究代表者が参画することはできますか。また、途中で業務調整員の変更の希望が生じた場合、これは可能でしょうか。	業務調整員の人選は、JICAの国際協力調達部が主体となって行うため、研究代表者の参画は想定していません。また、業務調整員の変更については、JICAと業務調整員の間で派遣前に業務委託契約を締結しているため、業務を達成することが出来ない相当程度の客観的な理由等がなければ、研究代表機関の変更の希望は、原則、受入れられません。
28	その他	is there English version of presentation? I am international applicant.	Presentations for Application Briefing are Japanese only. Application Guideline (English) will be published on our website in early September. https://www.jst.go.jp/global/english/koubo/index.html
29	その他	申請にあたり、相手国やJICAとはどのように連絡を取ればよろしいでしょうか。	相手国への連絡について、政府や民間等、様々なアクターが想定されますが、国によって事情が異なる場合がありますので、相手国研究機関を通じてご連絡いただくようお願いいたします。 JICAへの連絡については、JICA STI・DX室が窓口となっております。ただし、公募・選考期間中は受けられる質問の内容が限られますので、詳しくはこちらをご覧ください。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html
30	その他	相手国とすでに関係があり、現地に訪れることができる場合、現地のJICAや日本大使館と会議を行い、研究概要をお伝えすることはできますか。	公募期間中や、選考期間中の当該年応募した研究機関からのご相談はお受けできません。 連絡可能な時期や内容について詳しくはこちらをご覧ください。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html 現地JICAや日本大使館に直接、もしくはJICA STI・DX室へご連絡ください。
31	その他	応募して採択されなかった場合、審査結果についてのフィードバックはいただけるでしょうか。また、来年度以降、続けての応募は問題ないでしょうか。また、過去の審査員についての情報は公表されていますでしょうか。	残念ながら不採択となった場合は、その理由も付して不採択通知をお送りします。来年度以降に続けての応募も問題ございません。過去の審査委員については、各年度の採択時のプレスリリースに記載しております。 https://www.jst.go.jp/global/info/press/index.html
32	その他	公募後、条件付き採択決定までに発生する事務手続きについてご教示願いたい。	JST側・JICA側どちらについても、公募〆切後～条件付き採択決定までに特段の事務手続きは発生いたしません。 なお、研究機関における事務的な体制整備の状況等、応募提案にあたって事前にご確認いただきたい事項は提案書様式9にまとめております。条件付き採択決定後の事務手続きに関する説明資料はウェブサイトにて公開しておりますので適宜ご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/keiyaku/2024_jigyogaiyo.pdf